

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 役員及び評議員
の報酬ならびに旅費交通費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬ならびに旅費交通費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会への出席交通費)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により旅費交通費を支払うことができる。

(評議員会への出席交通費)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により旅費交通費を支払うことができる。

2 理事と兼務している評議員については適用を除外する。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障がい福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命令を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命令を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 旅費交通費は社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会旅費規程を準用する。ただし、同一場所における業務が複数日におよぶ場合は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会非常勤職員等就業規則第37条の規定を準用する。

5 第5条1項、2項ならびに3項で規定する業務は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会における事業の運営上に発生する業務を指す。

(監事の報酬)

第6条 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業の運営状況を指導した場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、監査の業務にあたった場合は除く。

2 旅費交通費は社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会旅費規程を準用する。ただし、同一場所における業務が複数日におよぶ場合は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会非常

勤職員等就業規則第37条の規定を準用する。

3 第6条1項で規定する業務は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会における事業の運営上に発生する業務を指す。

(管内出張旅費ならびに管外出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため管外出張をする場合は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会旅費規程により旅費及び日当を支給することができる。

(適用除外)

第8条 社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条及び第6条関係）

名称	交通費（1日あたり）
理事会出席報酬等	3,110円
評議員会出席報酬等	3,110円

別表2（第5条及び第6条関係）

名称	報酬額（1時間あたり）	交通費
理事長業務報酬等	2,000円	職員通勤手当に準じる
副理事長業務報酬等	1,800円	職員通勤手当に準じる
上記以外役員業務報酬等	1,600円	職員通勤手当に準じる
評議員業務報酬等	1,400円	職員通勤手当に準じる